

岐阜県公報

第二千三百十四号
平成二十四年一月二十日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則(医療整備課) 五二_{ページ}

告示

海津市の区域内の字の区域変更 (市町村課) 五二

養老町の区域内の字の区域変更 (同) 五二

保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 五三

県道の路線廃止 (道路維持課) 五三

道路の区域変更 (同) 五三

道路の供用開始 (同) 五三

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 五四

政治団体の異動事項の公表 (同) 五五

解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 五五

資金管理団体の異動事項の公表 (同) 五七

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 五七

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表 (同) 五八

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (同) 五八

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 五八

大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 五九

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議にかか
る概要等

県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課) 五九

開発行為の工事の完了 (同) 六〇

正誤 (建築指導課) 六〇

土地改良区役員の新任及び就任中訂正 (法務・情報公開課) 六一

規 則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成二十二年岐阜県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「当該中期目標」を「岐阜県が債権者であるものを除き、当該中期目標」に改める。

第九条第三号中「第六十七条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項」に、「に出資されたものとされる」を「が承継した権利に係る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、海津市の区域内の字の区域を変更した旨海津市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字

新たに画する字の区域に含まれる従前の字

南濃町志津字下池 釜段字古堤新開の全部、南濃町志津字古堤新開の全部、有尾字下池の全部

この処分は、県営土地改良事業（下池西部地区）に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲示場 県庁及び海津市役所

二 掲示物 字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間 平成二十四年一月二十日から

同 年一月十日まで

岐阜県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、養老町の区域内の字の区域を変更した旨養老町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
横屋字草場	有尾字下池の一部、田字堤外の一部
田字堤外	有尾字下池の一部、横屋字草場の一部
有尾字下池	田字堤外の一部、南濃町志津字古堤新開の全部、字下池の全部、横屋字草場の一部

この処分は、県営土地改良事業（下池西部地区）に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲示場 県庁及び養老町役場

- 二 揭示物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 揭示期間 平成二十四年一月二十日から
同 年二月十日まで

岐阜県告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 指定の目的
水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 岐阜県告示第三十号
- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。
- その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

192	整理番号	路線名		起	終	重要な経過地	起	終	重要な経過地	備考
六軒線 停車場		六軒停車場（各務原市）		点	点		点	点		
		県道那加各務線交点（各務原市）								

岐阜県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年一月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	曾井中島 美江寺線 大垣	本巢市十四条字石井四五 八番一地从先から	同 市同 字同 四五 八番一地从先まで	後	六一 六三	二五〇	
				前	四二	二五〇	

岐阜県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年一月二十日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考
一般国道	三三六六十三号	中津川市津川字餅六三八四〇番六地先から	中津川市餅六三八	約0.0	平成二十二年十一月	平成二六・二六 平成二六・二六 平成二六・二六 平成二六・二六 平成二六・二六

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党七宗町支部	加藤 武久	前 島 康久	加茂郡七宗町中麻生1011 1	

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
井上土岐夫後援会	藤井 俊 憲	虎 澤 章	土岐市土岐口北町3 17
岡田まさあきを育てる会	岡田 正 昭	所 重 行	大垣市藤江町7 44
寺町さちえとSmileネットワーク	寺 町 祥 江	寺 町 北 斗	山県市高富1272 3

五五番二地先まで

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

山野日出光後援会 吉 本 進 花 井 真 志 土岐市土岐津町土岐口2253 1

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたのび、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年 一月二十日

岐阜県選挙管理委員会
総務課 大 松 利 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党関市支部	代 表 者	酒 向 薫	成 瀬 豊 勝
	会 計 責 任 者	工 藤 智	洞 口 正 和
	主たる事務所の所在地	関市平賀町 3 62	関市下有知3924 2
自由民主党山県市支部	代 表 者	郷 明 夫	久 保 田 均
	会 計 責 任 者	郷 明 夫	久 保 田 均
	主たる事務所の所在地	山県市高富1738	山県市高富1529 1
うすい昭夫後援会	名	うすい昭夫後援会	うすい昭夫そだてる会
	会 計 責 任 者	小 川 和 也	服 部 秋 夫

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	解 散 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示

大山こうじ後援会	代 表 者	井 戸 俊 作	杉 本 潤
市民自治をめぐす高橋かんとみんなの会	代 表 者	高 橋 良 江	高 橋 寛
西濃一心の会	名 称	西濃一心の会	ふるさと大垣減税推進会
大耕会	代 表 者	八 色 勝 二	吉 田 竜 巳
中根まさのり会	主たる事務所の所在地	中津川市駒場 538 1	中津川市津島町 1 25
わたなべ幸一友の会	主たる事務所の所在地	岐阜市加野 6 5	安八郡安八町氷取 197 1
	代 表 者	松 原 昌 聡	渡 辺 正 雄

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体の届出事項が提出されたのび、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年 一月二十日

岐阜県選挙管理委員会
総務課 大 松 利 幸

浅野常夫を育てる会	大橋 外良	大橋 外良	安八郡輪之内町中郷新田429	平成23年 10月10日			
いぬい尚美を育てる会	乾 尚美	乾 尚美	岐阜市鷺山1995 2	平成23年 12月20日			
岩崎秋夫後援会	内海 文男	浅野 正昭	不破郡垂井町大石737 1	平成23年 10月28日			
大前きょういちを育てる会	大前 恭一	大前 恭一	岐阜市須賀2 4 24	平成23年 12月20日			
おかだけし後援会	岡田 武志	岡田 武志	揖斐郡大野町稲畑94	平成23年 12月20日			
市民自治をめぐす高橋かんとみんなの会	高橋 良江	高橋 千賀	岐阜市金竜町3 7	平成22年 11月28日			
すえまさ京子後援会	未政 京子	未政 京子	不破郡垂井町府中1492 5	平成23年 12月20日			
高橋かんを支援する岐南工の会	山口 敬司	浅野 正男	岐阜市金町1 23	平成22年 11月28日			
中尾年春を育てる会	中尾 年春	中尾 年春	岐阜市芥見6 193	平成23年 12月27日			
中沢清子を育てる会	中沢 清子	中沢 清子	大垣市島里2 21 16	平成23年 12月20日			
中山しょう子を育てる会	中山 勝子	中山 勝子	多治見市市之倉町1 2 360	平成23年 12月20日			
野村やすお後援会	野村 保夫	野村 保夫	岐阜市菅生1 7 2 301	平成23年 12月26日			
福井ゆうこ後援会	福井 裕子	福井 裕子	本巣郡北方町高屋白木2 16	平成23年 12月20日			
牧田富朗後援会	岩井 鋭男	肥田 清	加茂郡川辺町比久見1291 1	平成23年 12月13日			
三浦けいこ後援会	三浦 啓子	三浦 啓子	瑞浪市土岐町1446	平成23年 12月20日			
村中かずよ後援会	村中 和代	村中 和代	高山市上岡本町1755 12	平成23年 12月20日			

山田菊雄後援会	山田 文夫	天野 邦男	関市下有知2334 1	12月23日		
山中美恵子を励ます会	山 中 美恵子	山 中 美恵子	安八郡安八町南今ヶ淵800	平成23年 11月11日		
山本外代彦後援会	日比野 征司	中 津 武 豊	可児市豊ヶ丘 9 156	平成23年 12月17日		
横田武久後援会	横 田 武 久	横 田 豊 子	土岐市土岐津町土岐口2247	平成23年 1月1日		

岐阜県選挙権者調査係長印長根十一郎

検査員 大 塚 保 雄

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ
り、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定
により、その届出事項を次のとおり記す。

平成二十四年一月二十日

岐阜県選挙権者調査係
検査員 大 塚 保 雄

届出をした者の氏名	資金管理団体の称	異動事項	新	旧
大山 耕二	大耕会	主たる事務所 所の所在地	中津川市駒場5 38 1	中津川市津島町 1 25

岐阜県選挙権者調査係長印長根十一郎

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号
の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二
第一項の規定により、その名称等を次のとおり記す。

平成二十四年一月二十日

岐阜県選挙権者調査係

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
乾 尚美	岐阜市議会議員	いぬい尚美を育てる会	岐阜市鷺山19 95 2	乾 尚美
大前 恭一	岐阜市議会議員	大前きょういちを育てる会	岐阜市須賀2 4 24	大前 恭一
岡田 武志	大野町議会議員	おかただけし後援会	揖斐郡大野町 稲畑94	岡田 武志
未政 京子	垂井町議会議員	すえまさ京子後援会	不破郡垂井町 府中1492 5	未政 京子
中尾 年春	岐阜市議会議員	中尾年春を育てる会	岐阜市芥見6 193	中尾 年春
中沢 清子	大垣市議会議員	中沢清子を育てる会	大垣市鳥里2 21 16	中沢 清子
中山 勝子	多治見市議会議員	中山しょう子を育てる会	多治見市市之 倉町1 2 360	中山 勝子
野村 保夫	岐阜県議会議員	野村やすお後援会	岐阜市菅生1- 7 2 301	野村 保夫
福井 裕子	北方町議会議員	福井ゆうこ後援会	本巣郡北方町 高屋白木2	福井 裕子

			16	
三浦 啓子	瑞浪市議会議員	三浦いこ後援会	瑞浪市土岐町 1446	三浦 啓子
村中 和代	高山市議会議員	村中かずよ後援会	高山市上岡本 町1755 12	村中 和代

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定の例により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定の例により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の名称	主たる事務所所在地	(死亡した)代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
市民自治をめざす高橋かんとみんなの会	岐阜市金穂町 3 7	高 橋 寛	平成23年12月7日

(備考) 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は高橋寛、公職の種類は岐阜市議会議員である。

岐阜県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を告示する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
介護付有料老人ホームなるがの憩いの家	郡上市日鳥町那留1527番地24
馬瀬特別養護老人ホームいきいき	下田市馬瀬惣島1518番地

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十一月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃・森林づくりの会
- 三 代 表 者 の 氏 名 作 本 樹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市千旦林八二五番地の五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、山林を所有する個人及び団体並びに林業を行う事業体に対して、持続的な森林整備を支援する事業を行い、森林の適切な維持管理及び地域林業の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年一月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフネット
- 三 代表者の氏名 清水 隆治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市羽生ヶ丘五丁目一〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者等に対して行政手続サポートや情報端末の利活用に関する事業を行うとともに、社会貢献に能動的に関わりたいと感じている方に対して活動を支援する事業を行い、地域福祉の向上並びに社会貢献活動の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十二月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人メジエル岐阜瑞穂F.C.
- 三 代表者の氏名 岡 達也
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市本田二四八番地一ヴィヴィッドハウス A 二〇一号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の人々に対してスポーツに関する事業を行い、子どもの健全な育成、生涯スポーツ社会の実現、競技力向上などを目標とし、私たちの活動が地域のコミュニティとなり、健康で文化的な地域社会の構築

に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十四年一月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十三年十二月二十八日
- 二 届出者の氏名又は名称 オリックス株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称)クロスガーデン中津川 中津川市かやの木町二五八番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十四年八月二十九日
- 五 店舗面積 三、四六六平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 一六三台
- 七 荷さばき施設の面積 一六九・五平方メートル

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議にかかる概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の
 岐阜県知事 古 田 肇
 平成二十四年一月二十日

施行に係る地区名	祖父江地区	縦覧場所	養老町役場	縦覧期間	平成二四・一・二〇から 同二四・二・一七まで
----------	-------	------	-------	------	---------------------------

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
 県営土地改良事業下池西部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する
 同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供す

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	岐阜県指令岐建築第九四 号の二三 平成二一・九・一六 同岐建築第三二号の一 同岐建築第三二号の二 同岐建築第三二号の三 同岐建築第三二号の四 同岐建築第三二号の五 同岐建築第三二号の六 同岐建築第三二号の六	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	羽島市小幡町西小幡字法白三〇二八番 一外三七九筆及び岐阜県所管県有財産 （道路）	公共施設の 種類	道路	公共施設の 位置及び区 域	開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名	愛知県豊田市竜神町東名三二番地 株式会社 シーエーエー 代表取締役 三 浦 信 也
同岐建築第二六号の三 同三三・六・二四	瑞穂市只越字東村中一三〇七番一、 三〇九番一、一三二〇番一、一三二一 番一、一三二二番一及び一三二二番一	道路	同	同	瑞穂市本田二〇四番地一 千勝建設株式会社 代表取締役 馬 淵 俊 道				

る。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十四年一月二十日から
平成二十四年二月十七日まで

二 縦覧場所

海津市役所及び養老郡養老町役場

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
 第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

同岐建築第二八号 同二三・八・一八	本巣郡北方町高屋条里三丁目二六番二	道路	同	岐阜市西部菱野四丁目七九番地の一 株式会社 岐阜造園 代表取締役 小 栗 達 弘
同岐建築第二六号の九 同二三・一〇・五	瑞穂市本田字大門前九七二番一、九七四番六及び九七四番七	道路	同	愛知県名古屋市中川区山王二丁目六番四一号 名古屋木材株式会社 代表取締役 丹 羽 耕 太 郎
同岐建築第二七号の二 同二三・七・一一 同岐建築第三二号の二 同二三・一〇・二〇	羽島郡岐南町上印食七丁目一三八番、一五三番、一五四番及び一五五番	道路	同	東京都港区高輪三丁目二二番九号 タマホーム株式会社 代表取締役 玉 木 康 裕
同中建築第六五号の二 同二三・七・二二	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八三八二番、三八二二番、三八三三番、三八二四番一及び三八〇八番三の一部	道路、公園 下水道、水路		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋五五二番地 株式会社岐阜住宅サービス 代表取締役 小 原 明 美

正 誤

(校正誤り)

平成二十四年一月六日第二千三百十号 土地改良区役員の退任及び就任一五頁上段後から六行目及び七行目中 「 監事 大橋 孝 養老郡養老町岩道 四八一番地一 は、同 大橋 孝 養老郡養老町岩道 四八一番地一 同 杉岡司朗 安八郡神戸町大字北一色六六八番地」 は、同 大橋 孝 養老郡養老町岩道 四八一番地一 の誤り。

監事 杉岡司朗 安八郡神戸町大字北一色六六八番地」

平成二十四年一月二十日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター